

継続開催 誓約書

福山市新規展示会等開催支援補助金の制度趣旨に鑑み、別紙「計画書類」のとおり、福山市新規展示会等開催支援補助金交付要綱第2条の要件を遵守することを誓約します。

なお、本誓約の条件に違反したときは、第14条（交付決定の取消し又は補助金の返還）の規定による補助金の返還等に応じます。

【福山市新規展示会等開催支援補助金交付要綱（抜粋）】

（補助の対象事業）

第2条 補助の対象となる展示会等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）新たに創出されたものであって、市内に会場があるもの。
- （2）開催期間が3日間以上であるもの。
- （3）初回開催以降、定期的（概ね3年に1回以上）に開催されるものであること。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第14条 会長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金交付要件に該当しなくなったとき又は補助金交付の条件に違反したとき。

年 月 日

住 所
団 体 名
代表者名